

意見書案第25号

巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書の提出について

別紙、巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書を関係方面に提出されたく、
宝塚市議会会議規則第15条第1項の規定により提出いたします。

令和7年（2025年）12月19日

宝塚市議会議長 富川晃太郎様

（発議者）

宝塚市議会議員	村松	あんな
同	浅谷	亜紀
同	中野	正
同	北山	照昭
同	大島	淡紅子

巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書

近年、我が国では地震・台風・豪雨など自然災害が頻発しており、国民の生命・生活・経済活動に甚大な被害をもたらしている。特に、今後発生が懸念される東海南海トラフ地震や首都直下地震、さらには富士山噴火等の巨大災害は、我が国全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが想定されている。

このような状況を踏まえ、政府は「防災庁」の設置を決定し、災害に強い国づくりを目指して体制整備を進めているが、実際の災害対応においては、地方自治体・地域住民・民間団体・ボランティア組織などとの連携強化が不可欠である。

よって、政府におかれては、国民の命と暮らしを守るために、災害に強い国づくりの実現に向けて、次の事項について速やかに対応されるよう強く要望する。

記

- 一、東海南海トラフ地震や首都直下地震等の発生に備え、発災時における国の支援体制を一層強化し、被災地への人員・物資・情報支援が円滑かつ迅速に行われる仕組みを確立すること。
- 一、各地方自治体と連携し、災害時の情報共有体制、避難計画、医療・福祉・インフラ維持などの分野での協働体制を平時から確実に整備・確認すること。
- 一、新設される防災庁においては、中央政府と地方自治体、各種支援団体との緊密な連携を図り、災害対応の一元化・迅速化を実現するための機能を強化すること。
- 一、国の防災施策や制度変更については、地方自治体に対して十分な説明責任を果たし、人的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年（2025年）12月19日

内閣総理大臣

総務大臣

内閣府特命担当大臣（防災） あて

宝塚市議会議員 富川 晃太郎